

消防本部消防指令室改修工事設計委託業務仕様書

第1節 委託概要

1. 仕様書番号 消委第2号
2. 委託業務名 消防本部消防指令室改修工事設計委託業務
3. 設計委託期間 契約締結日から令和9年3月19日まで
4. 対象施設概要
 - (1) 施設名称 海津市消防本部
 - (2) 施設の場所 海津市海津町福岡 460-2
5. 設計と条件
 - (1) 施設の概要
消防本部（消防署）3階会議室を改修し、消防指令センターを設置する
・ 指令室
 - (2) 設計概要
・ 消防指令室改修工事 一式 建築、電気、機械設備
・ 別途業務 消防指令台機器設備設計

第2節 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「海津市建築設計委託業務共通仕様書」による。

1. 管理技術者の資格要件
管理技術者は建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
2. 設計業務の範囲
 - (1) 現地調査
 - A) 敷地や建物の仕様・材料等の調査
 - ・ 借用図面で判明する内容
 - ・ 調査不可能な部分については、設計図に寸法・仕様等を仮定として明記し、設計及び工事費算出を行う

- B) 埋設及び隠ぺい部分の材料・機器等について
 - ・ 市から貸与する資料にて調査・判断する
 - ・ 不明な場合は、類似資料を参考にして設計及び工事費算出を行う
 - ・ 類似資料を用いた場合は、類似資料の PDF データを提出すること

(2) 設計図面作成

工事発注用図面の作成（建築、電気設備、衛生設備等）

(3) 積算数量調書作成

(4) 工事費内訳書の作成（見積徴取・単価書作成共）

3. その他の委託内容

(1) 設計総括（方針の打ち合わせ）

(2) 敷地・建物等の調査及び測量

(3) 各種法令手続きに関する打ち合わせ、協力

(4) 工事契約に関する協力

4. 設計図書の提出部数

(1) 実施設計図

特に指示するもののほか、特記仕様書、標準仕様書を含み下記のとおり。
各内容は別途指示による。また、白焼き図書とし返却はしない。

- | | | |
|--------------|---------|--------------------|
| A) 決裁、契約用設計図 | A 3 版 | 2 部 |
| B) 工事監理用設計図 | A 2 版製本 | 2 部・A 3 版縮小版製本 2 部 |
| C) 積算数量調書 | | 1 部（電子媒体共） |
| D) 工事費内訳明細書 | | 1 部（電子媒体共） |
| E) CADデータ | | 1 部（電子媒体共） |
| F) PDFファイル | | 1 部（電子媒体共） |

図面等の大きさ枠取りは「一般的事項」および別途指示による。

5. 設計図書の提出先 海津市消防本部 救急指令課

6. 工事予定期間 令和9年度
消防指令台機器設備納入 令和10年度

第3節 一般的事項

1. 業務の開始

受注者は、業務の開始に当たってこの仕様書を熟読し、市職員と打合せを十分に行い、その趣旨を業務に的確に反映させること。

なお、設計開始後は、委託設計業務に専心従事すること。

受注者は、設計に先立ち市職員等と建築の構造、大きさ及び各設備等について

十分打合せ、本市の意向を聴き、設計に着手するものとする。

2. 法令の遵守

設計に当たっては、建築基準法、都市計画法、消防法、水道法、下水道法、河川法、電気事業法、ガス事業法、公衆電気通信法及び公害関係法、その他関係法令を遵守すること。

3. 秘密の厳守

業務上知り得た秘密は、絶対に他に漏らしてはならない。特に、設計内訳書については慎重に取扱うこと。

4. 提出書類

受注者は、契約後直ちに着手届（管理技術者届を兼ねる）、設計担当者届、協力設計事務所を使用する場合は、その届及び工程表、その他必要な書類を提出し、市職員等から書類上の訂正の指示があった場合は、速やかに訂正すること。

5. 設計担当者、協力設計事務所等の変更

設計担当者、協力設計事務所等を変更するときは、事前に変更届を提出し、承認を得ること。

6. 設計図書の帰属

業務完了後の原図、その他設計図書は市に帰属する。

7. 調査、打合せ

市職員等の指示により随時調査あるいは打合せを行うものとして、打合せに必要な資料の作成は原則として受注者が行うこと。

8. 敷地建物調査

設計に当たっては、敷地あるいは既設建物調査を行うものとする。
なお、敷地内の設計建物に対する障害物（地中埋設物を含む。）公害関係等についても十分注意して調査し、調査図面等を作成の上、市職員等と協議してその指示に従うこと。

9. 貸与図面等

市が貸与した参考図その他の資料は利用後、速やかに返還すること。

10. その他

この設計要領に明記されていない事項については、必要に応じてその都度受注者は

市職員等と協議して定めるものとする。

第4節 設計

1. 適用基準等

設計は建築基準法及び関係法令ならびにこれに基づく命令及び条例の規定によるほか、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の各種仕様書等による。

A) 設計

建築物解体工事共通仕様書・同解説	以下全て最新版
建築工事設計図書作成基準	
建築設備工事設計図書作成基準	
公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	
公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	
建築工事標準詳細図	
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	
公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）	
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	
公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）	
公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）	

B) 積算

公共建築工事積算基準	以下全て最新版
公共建築工事標準歩掛り	
公共建築工事積算基準の解説（建築工事編）	
公共建築工事積算基準の解説（設備工事編）	
公共建築数量積算基準	
公共建築設備数量積算基準	

C) 積算参考

建築設備数量積算基準・同解説	以下全て最新版
公共建築工事内訳書標準書式	
公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）・同解説	
公共建築工事見積標準書式（建築工事編）	
公共建築工事見積標準書式（設備工事編）	

2. 基本案の作成

図面作成に先立って、平面プラン、設備概要等の基本図を作成し、市職員等の承認を受けたのち設計作業を進めること。

3. 設計要件の決定

設計に関する諸要件の決定については、その都度市職員等を打合せの上その指示に

従うこと。なお、設計段階で設計の完成した図面ごとに市職員等に設計図を提出し審査を受けたのち設計を進めること。

4. 材料、機器等の指定

材料、機器等の指定については、受注者が使用材料、機器及び使用メーカー等の案を作成し、市職員等の承認によって決定する。

5. 設計図チェックリスト

図面、設計内訳書等を作成するについては、設計条件等の内容を十分吟味し、誤記、訂正漏れのないよう十分検討すること。

6. 積算

設計内訳書提出の際には、数量明細書、単価根拠等も合わせて、提出すること。設計内訳書は、表計算ソフト Excel 2010 以降にて作成することを原則とする。設計図書は、十分その内容を精査したのち提出すること。設計を完了したときは、設計図の写しを提出して市職員等の検査を受けること。また、構造計算書、設備計算書、設計内訳書についても同様とする。

第5節 設計図書等の作成基準

1. 一般的事項

設計製図の一般的要領は次の各号によること。

- A) 建築物の経済性を高めるため、使用材料は品質形状寸法ともできるだけ市場品を使用すること。
- B) 図面に記載する材料は、一般的呼称を用い、原則として商品名を記入しないこと。
- C) 図面記入事項は必要最低限とし、書き込み事項の重複を避けること。